

## 令和4年第1回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和4年1月25日（火）15時00分から15時20分

2. 開催場所：宮代町役場 202 会議室

3. 委員出欠状況

| 議席 | 氏名    | 出欠席 | 議席 | 氏名     | 出欠席 |
|----|-------|-----|----|--------|-----|
| 1  | 大島 悟  | ○   | 2  | 日下部 好克 | ○   |
| 3  | 飯塚 信利 | ○   | 4  | 中村 一男  | ○   |
| 5  | 齊藤 幸江 | ○   | 6  | 秋野 春子  | ○   |
| 7  | 森山 松年 | ○   | 8  | 戸田 優   | ○   |
| 9  | 島村 重昭 | ○   | 10 | 富田 高治  | —   |
| 11 | 岡村 宏一 | ○   | 12 | 中野 勝栄  | ○   |
| 13 | 中山 勝夫 | ○   | 14 | 折原 正英  | ○   |

4. 議事日程

|      |       |                      |
|------|-------|----------------------|
| 日程第1 |       | 議事録署名委員の指名について       |
| 日程第2 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第4 |       | 報告事項                 |

5. 農業委員会事務局職員

|     |                |       |
|-----|----------------|-------|
| 事務局 | 事務局長兼産業観光課長    | 菅原 隆行 |
|     | 事務局次長兼産業観光課副課長 | 飯山 武  |
|     | 農地調整担当主査       | 鷺谷 栄一 |
|     | 農地調整担当主任       | 伊与泉 勝 |
|     | 農地調整担当主事       | 小林 美香 |

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「2番日下部好克委員」と「3番飯塚信利委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田と畑10筆で面積は合計1,059.91㎡でございます。譲渡人は千葉県と東京都に、譲受人は春日部市にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は相続によりこれまで該当地を所有していましたが、住まいも遠く長年管理のみとなっております。この度、譲受人への譲渡が決まったため、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■から南へ200メートル程の場所に位置する■■■■■■■■横の土地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は耕作環境を判断した上で野菜等の栽培をする計画です。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてです。今回の譲受人の経営農地は春日部市内に19筆あり、総面積は11,155㎡でございます。春日部市内の農地については春日部市農業委員会事務局へ照会を行い、問題ない旨確認しています。

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m<sup>2</sup>を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 12,214.91 m<sup>2</sup>となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、譲受人本人とその姉、母が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年間合計 200 日以上従事すると確認しています。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきまして、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■番■■委員)

■番■■です。現地確認をしてきました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第 3・議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につ

いて」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■■■■の畑1筆で面積は360㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は使用貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内のアパートにて妻と子の3人で生活しておりますが、子どもを育てるためには手狭なことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■から北に200メートル程の場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が2筆ありますが、所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロックで対応するとのことです。生活排水は、合併浄化槽を設置し、西側道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

■番の■■です。現地確認をしてきました。問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が1月11日となっておりました。11日までに、4条届出はなく、5条届出が5件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和4年第1回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和4年2月25日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印